

# 今日の一問 (やまだ塾)

(2008年10月16日掲載)

|       |   |
|-------|---|
| No.85 | 「後期高齢者(長寿)医療制度創設のポイント」および「新しい高齢者医療制度における改善策」を述べよ。   |
| 解答    | <p>【1】「後期高齢者(長寿)医療制度創設のポイント」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「新しい高齢者医療制度」は、約10年間の検討の結果、「独立型」(75歳以上の「後期高齢者医療制度」と「財政調整」(65～74歳)の組み合わせとされた。</li> <li>●旧老人保健制度における問題点を解消するために、後期高齢者医療制度が誕生した。1300万人の高齢者が加入する全く新しい制度で、かかった医療費で地域の保険料を決めるため、都道府県ごとに設けられた「広域連合」は医療費を抑制し、高齢者に応分の負担を求め一方で、現役世代の負担も明確になるとする考え方である。なお、海外では、高齢者に限定した公的な医療制度はアメリカの「メディケア」(加入者約4200万人)がある。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 現役と高齢者の負担割合を明確化する。<br/>(現役世代4割程度、高齢者1割程度の負担ルールを設定し、2年に1度の見直し)</li> <li>② 「広域連合」のもとに財政・運営主体を明確化する。<br/>(実施主体&lt;保険者&gt;を都道府県単位とし、窓口を市区町村とする)</li> <li>③ 高齢者が共通のルールにより保険料を支払う。<br/>(国保も健康保険の被扶養者も共通のルールで保険料を負担する)</li> </ol> <p>【2】「新しい高齢者医療制度における改善策」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 低所得者に対する保険料の軽減 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 2008年度の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・7割軽減世帯で8月まで年金から支払っている者については、10月からは保険料を徴収しない。(8.5割軽減。全国平均月額保険料:約1000円→約500円)</li> <li>・所得割りを負担する者のうち、所得の低い者(年金年収153万円～211万円までの被保険者)については、2008年度は、原則一律50%軽減とする。</li> </ul> </li> <li>② 2009年度の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・7割軽減世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者の全員が年収で80万円以下(その他の各種所得はない)の世帯について9割軽減とする。</li> <li>・所得割りを負担する者のうち、所得の低い者(年金収入153万円～211万円までの被保険者)について、所得割額を50%程度(所得に応じて軽減率を変えることも検討)軽減する措置を講じる。</li> <li>・このような措置を講じてもなお保険料が上昇し、これを支払うことができない特別の事</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> |

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

|  |  |
|--|--|
|  | <p>情がある者については、広域連合条例に基づく個別免減を行うことも含め、市町村においてきめ細かな相談を行える体制を整備する。</p> <p>(2) 年金からの保険料の支払いに係る改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金からの保険料の支払いが法律で義務づけられ、完全選択性はない。</li> <li>・年金からの保険料の支払いについては、以下の場合は、市区町村で手続きをすることにより、口座振替で支払うことができることとされた。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① これまでの2年間、国民健康の保険料の納め忘れがなかった者(本人)が口座振替で支払う場合</li> <li>② 年金収入が180万円未満の者で、世帯主や配偶者が、本人に代わって口座振替で支払う場合</li> </ol> </li> </ul> <p>(3) 70～74歳の患者負担の見直しの凍結</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 70～74歳の者の窓口負担について、医療制度改革により、2008年4月から2割負担に見直されることとされていたが、2008年4月～2009年3月までの1年間、1割に据え置くこととなった。</li> <li>② 2009年4月～2010年3月までの1年間においても、同様の凍結措置を継続する。</li> </ol> <p>(4) 被用者保険被扶養者の9割軽減措置の継続</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被用者保険の被扶養者であった者については、制度加入時から2年間の軽減措置(均等割り5割軽減)に加えて、             <ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年4月～2009年9月の半年間は、均等割りを9割軽減した額としている。</li> <li>・2008年10月～2009年3月の半年間は、均等割りを9割軽減した額としている。</li> </ul> </li> <li>② 2009年4月～2010年3月までの1年間においても、同様に9割軽減の措置を継続する。</li> </ol> |
|--|--|

(注)「問題 84 1973年の「老人医療費の無料化」から2008年の「新しい高齢者医療制度の導入」までの経緯を概観し、「旧老人保健制度での問題点」を挙げよ。」を参照せよ。